

国に対する地方消費者行政の財政支援の継続及び拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成 29 年度で一区切りとなったが、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成 30 年度予算では、地方から国に対して 60 億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をした。ところが、平成 30 年度予算案においては、2 つの交付金を合わせて 24 億円となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっている。国による交付金が減額されることにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念がある。

地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者庁には地方支分部局がないこともあり、消費者被害情報の収集・分析、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念される。

よって、本市議会は国に対し、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、下記事項について早期の実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 平成 30 年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成 31 年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報を全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に登録することや悪質業者に対する行政処分を行

うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

あて

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

衆議院議長

参議院議長